破産管財人変更

平成２５年（フ）第３０号
熊本県八代市横手町1634番地１
破産者　株式会社キュウシュウホーム
破産管財人　弁護士法人リーガル・プロが辞任したので、次の者を破産管財人に選任した。
新破産管財人　弁護士　中松　洋樹
平成26年１月６日　熊本地方裁判所八代支部

平成２４年（フ）第３４号
熊本県八代市千丁町古閑出421番地16　有料老人ホームのぞみ
破産者　吉塚　　勝
破産管財人　弁護士法人リーガル・プロが辞任したので、次の者を破産管財人に選任した。
新破産管財人　弁護士　中松　洋樹
平成26年１月６日　熊本地方裁判所八代支部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２５年（フ）第４５６５号
大阪市平野区平野本町４丁目８番13号　ドムール本町105
破産者　藤本　伸行
異議申述期間　平成26年２月26日まで
平成26年１月８日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９７号
島根県仁多郡奥出雲町大馬木1962番地７
破産者　有限会社アートファッション
異議申述期間　平成26年３月６日まで
平成26年１月９日　　松江地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１８０号
島根県松江市東出雲町揖屋1112番地３
破産者　田中　　晃
異議申述期間　平成26年３月６日まで
平成26年１月９日　　松江地方裁判所民事部

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第７８２３号
東京都江戸川区西葛西７丁目13―７―207、開始決定時の住所東京都江東区塩浜１丁目１―13―213
破産者　宮嶋　久雄
免責意見申述期間　平成26年３月10日まで
平成26年１月９日
東京地方裁判所民事第20部

特別清算開始

平成２５年（ヒ）第１０号
愛知県刈谷市一ツ木町鵜島１番地17
清算株式会社　株式会社長谷川製作所
代表清算人　杉本　雅英
１　決定年月日　平成26年１月７日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
名古屋地方裁判所岡崎支部

特別清算終結

平成２５年（ヒ）第２０７０号
東京都中央区日本橋２丁目15番３号ヒューリック江戸橋ビル８階
清算株式会社　ミューズ貿易株式会社
１　決定年月日　平成26年１月８日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

特別清算協定認可

平成２５年（ヒ）第２９号
京都府宇治市槇島町目川167番地の７
清算株式会社　株式会社芳徳
１　決定年月日　平成25年12月26日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　清算株式会社は、協定債権者堀田芳史を除く各協定債権者に対し、本協定の認可の決定が確定した日から２か月以内に、換価代金から必要な費用を控除した残額を、特別清算手続開始決定日時点における各協定債権額に応じて按分して弁済する。
２　協定債権者堀田芳史を除く各協定債権者は、前項の弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
３　協定債権者堀田芳史を除く各協定債権者は、本協定の認可の決定が確定した日において、清算株式会社に対し、特別清算手続開始決定日以降の利息及び遅延損害金を免除する。
４　協定債権者堀田芳史は、本協定の認可の決定が確定した日において、清算株式会社に対し、その協定債権の全額につき、その債務を免除する。
５　弁済に関するその他の定め
⑴　本協定案に基づく弁済は、協定債権者の指定する預貯金口座に振り込む方法により行う。振込手数料は、清算株式会社の負担とする。
⑵　協定債権者に対する弁済額の算出における１円未満の端数は切り上げる。
⑶　特別清算手続開始決定日以降に、協定債権の一部の譲渡又は移転等がされた場合には、譲渡又は移転等の前の債権を基準として算出した弁済額を、各協定債権者の債権額の割合により按分して支払う。
京都地方裁判所第５民事部

監督命令

平成２６年（再）第１号
山形県尾花沢市大字荻袋字西荻原1284番地18
再生債務者　有限会社尾花沢食品
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　山形市旅篭町３丁目３番２号ＴＨビル２階　安孫子総合法律事務所　弁護士　安孫子俊彦
平成26年１月７日　　山形地方裁判所民事部

平成２６年（再）第１号
山形県西置賜郡小国町大字小国町163番地
再生債務者　株式会社金十商店
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　山形市旅篭町３丁目５番１号旅篭町須藤ビル２階　遠藤法律事務所　弁護士　遠藤　涼一
平成26年１月６日　山形地方裁判所米沢支部

平成２５年（再）第１号
栃木県足利市堀込町1600番地
再生債務者　株式会社イマナカ
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　栃木県小山市神鳥谷５丁目17番７号　弁護士法人ひととのや法律事務所　弁護士　田中　　真
平成26年１月７日
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２６年（再）第１号
福岡市東区名島４丁目８番28号
再生債務者　株式会社フレッシュ
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　福岡市中央区大名２―４―22新日本ビル５階佐藤・林法律事務所　弁護士　佐藤　　至
平成26年１月６日
福岡地方裁判所第４民事部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２５年（再イ）第４７号
栃木県宇都宮市南大通り３丁目２番13号　ミナミコーポ206号
再生債務者　河合　　晃
１　決定年月日時　平成26年１月７日午前11時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成26年１月28日まで
４　一般異議申述期間　平成26年２月12日から平成26年２月19日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部

平成２５年（再イ）第１５５号
千葉市緑区土気町1620番地21　エステ・ヒルズ千葉東Ⅵ棟612号
再生債務者　鈴木　敦史
１　決定年月日時　平成26年１月７日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成26年１月28日まで
４　一般異議申述期間　平成26年２月12日から平成26年２月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（再イ）第４２号
栃木県宇都宮市御幸ケ原町36―38　グリーンハイツ三澤パート３―205号室
再生債務者　横山　大輔
１　決定年月日時　平成26年１月８日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成26年１月29日まで
４　一般異議申述期間　平成26年２月12日から平成26年２月20日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部